

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年9月3日(火) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 多和田 隆 史(さいたま地方裁判所第1刑事部総括判事)

裁判官 松 岡 幹 生(さいたま地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 小 池 忠 太(さいたま地方検察庁公判部・検察官)

弁護士 池 田 克 志(埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 40代 女性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 40代 女性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 20代 男性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 30代 女性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 50代 女性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 50代 男性(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 60代 女性(以下「7番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

私は、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地裁第1刑事部の裁判官の多和田と申します。裁判員経験者の皆様方には、お忙しい中、また暑い中をお越しいただきまして本当にありがとうございました。裁判員裁判につきましては、裁判所として、常に運用の改善あるいは見直しを考えております。そのためには裁判員裁判の経験者の方々の御意見が非常に貴重で参考になります。本日はぜひ、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。ところで、本日の進行ですけれども、テーマは大きく分けますと2つあります。1つは、法廷での審理の分かりやすさということについてです。もう1つは、評議のあり方についてです。それ以外にも、特にお気づきの点などがありましたら率直な御意見を伺いたいと思っております。それでは、裁判員経験者の皆様に御意見をいただく前に、その前提として、それぞれ裁判員裁判に参加しての御感想・御意見についてお話をいただきたいと思っております。まず、担当された事件の紹介などを私からさせていただきます。1番と2番の方は、同じ事件を御担当されたということですね。傷害致死事件で、暴行態様のほか、被害者の死因となった急性硬膜下血腫が被告人の暴行とは別の原因で生じたかどうかというようなことも審理の過程で実質的に争点となったということで、職務従事日数としては4日間であったということによろしいでしょうか。それでは、1番の方から事件を担当されての全般的な率直な御感想、御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

1番

前のお話だったので、思い起こすのが少し大変なのですけれども、良かった点といえば、ニュースなどで見ている、まるっきり他人事だと思っていた裁判ということがすごく身近になったなというのはありました。どこか自分とは全くかわりがない世界というのがあったので、はっきり言ってしまえば興味がなかったのですが、今回裁判員に選ばれて、ニュースでの裁判員裁判にしても普通の裁判にしても、

判決が下されたことに関しての興味というのも出ましたし、とても身近なものになったなというのがありました。あと、裁判員に選ばれた書類が来たときには、まずとにかく嫌だなという思いしかなかったのですけれども、いざやってみたら、むしろもう一回ぐらい選ばれないかなと思ったぐらいとても有意義な日々でしたので、やったほうがいいよというのを心から言えるようになったのがすごく自分でもうれしかったです。とても自分の人生の経験値が上がったなという気持ちがすごく高かったです。

司会者

ありがとうございました。それでは、2番の方、同じ事件になりますけれども、御担当された御感想等をお願いいたします。

2番

私も同じく前の話で、傍聴はできるかもしれませんが、ふだん立ち入ることができない場に入って、こうなんだなという感じで裁判の流れを知ることができたことは本当に勉強になったと思っております。私は、選ばれたことに関しては、皆さんみたいに不安を覚えるというより反対にちょっと興味があって、どんなのだろう、選ばれてラッキーみたいな思いで当日を迎えた感じなんですけど、実際行って見て感じたのは、私は参加する意味は余りなかったなというか、自分が審理に入って見ていながらもやはりどこか傍聴人であったというか、これで私の意見が通ったからとか通らないからとかいう意味ではなくて、最後まで傍聴人のような立場でしかいられなかったのが、そこが、もちろん知識もないですし、仕方がないのですが、残念だったかなというところです。選ばれ方に関して、ちょっと問題点があるかなと思いました。当日選ばれて、はい、次の日から、私たちは当日を含めて5日間でしたが、これが1週間、2週間になるとどうか、もうちょっと配慮した決め方がいいんじゃないかなと、私はそこに一番疑問を感じております。

司会者

次に3番、4番の方も同じ事件を御担当されたということで、内容は通行人を襲

って金品を奪うなどしたという強盗致傷，強制わいせつ致傷，それから暴行，窃盗ということで，これは複数の被害者がいたということでございますね。1名の被害者について，強盗，強制わいせつの犯意がいつ生じたのかということ，それからわいせつ行為自体が行われたかどうかということが争点となり，また別の被害者については強盗致傷の際の暴行の態様が争われたということで，職務従事日数は5日間であったということによろしいでしょうか。なお，この事件では，強盗，強制わいせつの各犯意の発生時期が後のほうにずれたため，認定された罪名も起訴罪名と異なると聞いております。それでは3番の方から御担当されての御感想などをお願いいたします。

3番

自分が選ばれたときを考えると，裁判員裁判というものが始まって，まさか自分が選ばれることはないだろうといった感覚があって，余り裁判に対する興味はそんなになかったのかなというところが本音です。実際にその裁判に入ってみて，刑がどのくらいとか，そういう話し合いになるときに，今まで自分がずっと正しいことをして生きてきたのかとか，そういうふうなことを考えると，人を裁くことに対して抵抗感が結構あったかなという思いがあります。先ほど言われたように，いつそういう行為に及んだかとか，どのタイミングでその人にそういう気持ちがあったのかとか，そういうのが論点になったのですけれども，それを考えると，被害者の方の言葉とかいろいろ聞いてはいるのですけれども，人の考えている気持ちというのはなかなか考えることが難しいなというのがすごくあって，毎回毎日終わるたびに，一緒の裁判員の方と話をして，結構憔悴し切った感じで毎日を送っておりました。

司会者

ありがとうございました。それでは次に，4番の方，同じ事件ですけれども，御担当された御感想をお願いいたします。

4番

本当に全然覚えていなくて，まず前に担当した事件の意見交換会に呼ばれるとい

うのがちょっと嫌です。せめて半年とかにしてもらわないと、そのときの事件のことはいろいろ読めば分かるんですけど、そのとき自分がどういう気持ちだったかとか仕事がどうとかってもう正直覚えていないので、何とも言えません。最初にはがきというか、来たときって最高裁から来ますよね。実家に届くんですけど、おまえ何かしたのかって第一声に言われるのが何とも言えない感じで、家族に知られていいんだったら何かもうちょっといい教え方ってないものなんですかねというのと、あといい経験になったのは、公平ってすごく難しいなって思いました。あるものだけで判断しなきゃいけないじゃないですかね。人間なので、これがきつとロボットだったらパキッパキッと割り切れるんですけど、被告人に対しても、何か出てくるいろんな人に対していろんな心情が芽生えちゃって、変に同情しちゃう感じもあるし、とりあえず公平ってとてもとても難しいなと思って、でも参加してよかったと思います。法律に対して、それで裁き切れない何かもきつとあるんだろうけど、興味がわきました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。5番と6番の方も同じ事件を御担当されたということで、これは被告人が共犯者と共に車内で被害者を逮捕監禁して、凶器を用いるなどして現金を奪い取ったという逮捕監禁、強盗致傷、それに覚せい剤取締法違反もあるという事件ですね。暴行、脅迫の態様だとか、あるいは被害者の負傷内容などが争われて、職務従事日数は5日間であったと、こういうことでよろしいでしょうか。それでは、5番の方から御感想等お願いいたします。

5番

皆さんの御意見を伺って、とても運がよく、私たちは割と最近なので記憶がまだ定かです。私の印象としては、裁判長を初め3名の裁判官の方が物すごく手厚く扱ってくださったなというのがとても印象深い5日間で、分からないことは本当につまらないことまで結構私たち6人はすごく質問した方だと思います。本当に聞いて恥ずかしいようなことまでお聞きして、その都度教えていただいてから評議に入っ

たので、最初の不安はうそのように、本当に評議に参加しているなという気持ちに私はならせていただきました。それで、自分の気持ちというのをちゃんと明確に雑念とか入れずに話さなきゃってすごく思いました。本当にいい経験をさせていただきました。あと、法廷のシステムも分かっているようで全然分かっていなかったの、まず一番驚いたのは、本当にすぐ向こうで評議をしているということです。

司会者

ありがとうございました。次に、6番の方、御感想をいただければと思います。

6番

私も5番の方と同じく全体としては大変貴重な経験をさせてもらったなというふうに思います。それに、既にもうおっしゃっていただきましたが、非常によく覚えていますので、ほかの方々のお話を伺いまして、できれば記憶が鮮明なうちにこういう機会を与えられた方がいいんじゃないかなと思いました。それで、全体的な感想としましては、正直言つて、最初選ばれる段階で、その担当する事件の概要というのをその段階で知らされるわけなのですが、凶悪というような事件じゃなかったの、その段階でほっとしたというのが正直な感想でした。ただ、実際に審理に入ってみると、字面で見たら、私の最初の第一印象からすると単純で、これはそんなに問題じゃないんじゃないのかなというふうに思ったのですが、実際に審理が始まって、弁護士、それから検事の方々の御意見を聞く段階になると、実際真実というのはどういうふうなものなのかというのが最初に話を聞く段階で分からなくなってしまったということがありました。その後の審理で、実際の真理は何かというのを突き詰めていったわけなんですけれども、本当に最初はちょっと頭の中が混乱したような感じで、なかなかそれをほぐしていくのが大変だったなという気がします。あと、終わってから、1週間ぐらい何か変な感じで、ようやくその後から何かリズムが通常のリズムになったなという感じで、ちょっとしばらく引きずったような感じがありました。

司会者、

次に7番の方は、御担当された事件というのは住居侵入、強盗致傷の事件で、審理の当初は公訴事実には争いがないということで進んだようではありますけれども、最終的に弁論で住居侵入の目的が強盗の目的でなく、窃盗目的だったと主張され、若干の争いが生じたという事件で、職務従事日数は3日間であったということでよろしいでしょうか。それでは、御担当された御感想等お願いいたします。

7番

法廷に初めて入ることができまして、法廷の席から下のほうをずっと見ていて、こういうふうには裁判ってするんだなということが物すごく最初に目の前に飛び込んできました。そして、評議がされる中で、裁判長と裁判官2人の3人の方のいろいろな意見を聞かせていただきながら初めての私たちも参加させていただきましたが、裁判長から、何が大事か、何が真実であったのか、真実を深く見詰めて公正な判断をするということの難しさを教えていただきました。

司会者

ありがとうございました。それでは、早速テーマのほうに入っていきたいと思えます。審理の分かりやすさということで考えていきますと、まず検察官、弁護人から冒頭陳述があり、事件の概要、争点についての説明があったと思います。その冒頭陳述について、頭に入りやすかったかどうかというようなところで何かどなたか御意見ございますでしょうか。

7番

検察官の方が最初からいろいろ説明の文章を読んでもらったんですけど、すごく長いんです。長くて、声も小さかったんです。それで、裁判長さんからマイクを使ってくださいという言葉もありました。私たちは、どこが一番重要で、どんな部分を一番聞けばいいのか、最初から聞き逃さないようにというように一生懸命聞いていると、すごく長かったので、ああ、こんなに長いんだって思いました。

司会者

御担当された事件というのは、住居に侵入して強盗をしたと、こういう事件で、

恐らく検察官から冒頭陳述メモといったような何か簡単な1枚紙のメモが渡ったのではないかと思うのですが、そういうことはありましたか。

7番

はい。ただ法廷の中でいろいろ話された内容がすごく長かったなと思います。頭の中に入れなくちゃいけないというので一生懸命聞いていたんですけども、文章が長かったので、聞いている中でここ重要だなというのは自分で覚えておかなきゃいけないんですけども、そのところがちょっと私は長いかなと思いました。

司会者

実際に審理が終わってみて、最初にそういう説明を受けたことというのは、何か意味があったんでしょうか。

7番

一番最初の流れから最後までだから、やはり聞かなくてはいけないことだなとは思いました。

司会者

ただ、実際には後の証拠調べで、証拠で詳しい事情が出てきますよね。最初からそんな詳しいことを聞かなくても、事件の概要だけ説明してもらえればよかったんじゃないかと、そのようなことはお思いにならなかったですか。

7番

初めてだと、ただ単に一生懸命聞くだけなので、そういったところまでは考えられないです。

司会者

冒頭陳述に関して、ほかの裁判員の経験者の方で何か。

1番

私たちのときの事件は弁護人がすごく長くただらだと、恐らく皆さんに分かりやすいようにゆっくりお話をされていた。検察官も何か読まれていたんですけども、もう少しかいつまんで早く言ってくださいというような注意を裁判長の方から言わ

れていました。私たちも、余りにも長過ぎたので、最初からだらっとした感じになってしまって、むしろそれは要らなかったのではないかなというのが印象的にはありました。

司会者

2番の方、どうぞ。

2番

初日ですし、流れが分からないので、7番の方も一緒だと思うんですけど、聞かなきゃという思いが多いので、何を聞いていいのかが分からなくて、こちらにすれば初めてなので、ああ、そうなんだみたいな、そういうイメージでしか捉えられなかったのは事実です。

司会者

御担当された事件で言いますと、実際の暴行の態様がどうであったかとか、あるいは別の原因で脳内出血が起きたんじゃないかとか、そういったところが争点だったと思いますが、そういった審理の核心となるようなポイントは冒頭陳述からよく理解できましたか。

1番

冒頭陳述から理解ができたかと言われたら、冒頭陳述では理解はできていなかったように思います。

司会者

審理の後の段階では事件の争点というのは一体どういうものなのかということについては御理解されていたんですか。

1番

やっぱりちょっともう記憶が前なので、思い返せないんですけど、どういう事件で、どういうポイントで私たちが考えなければならないかというのは、裁判長がとても手取り足取り教えてくださったので、全ての事件の内容だったりポイントだったり、どうやって考えていかなきゃいけないのかというのは裁判長のおかげです。

司会者

そうすると、今お話を伺った限りでは、検察官と弁護人の審理の最初に行われる冒頭陳述を聞いただけでは、争点をはっきりイメージすることができなかったということですか。

1 番

申し訳ございません。そうでした。

司会者

6 番の方、どうぞ。

6 番

私どもが担当した事件については、両方の側から1枚の論旨をまとめたメモというのをいただいて、それを見れば大体の内容は把握できたと思います。もちろん事件の内容がいろいろとほかの方々とは違うので、一概には言えないと思いますが、それで理解はできたと思います。ただ、弁護側と、それから検察側のそれぞれ2名ずつ、4名の方が出廷されていたんですけども、検察側の1人の女性検事を除いたら、しゃべり方にちょっと問題があって、声が小さかったり、話し方が率直に言うと下手で、ほかの裁判員の方々もそういうような感想を持たれた方が多かったので、これはテクニックの問題かもしれませんが、話をどういうふうにするかというのも勉強しないといけないんじゃないかなと思いました。

司会者

要するにメモのようなものが渡されて、それ自体は分かったと。だけど、それを説明する検察官の話し方とか、そういったところで分かりにくいところがあったと、こういうことでしょうか。

6 番

そうです。

司会者

その際、その分かりにくさというのは、その話し方のどういうところに問題があ

ったんでしょうか。

6番

結局何がポイントかというその主張したいところが両方とも何か余り明確にここが大切なのでという強調するところが、私は少なくとも聞いていた限りでは、その強弱みたいな、そういうめり張りみたいなものがなくて、ただこうでした、こうでした、ここがあれなんですという、そういうことだけを羅列していたような印象を持ちました。

司会者

同じ事件を御担当された5番の方はいかがですか。

5番

私は、検察側に関しては、しゃべり方とかもすごくインパクト強い感じでした。弁護人のほうが何かちょっと弱いというか、絶対守ってあげるよという立場でいらっしやっただのが通じにくいというか、この裁判はどうなるのかなって読みにくい弁護人だった気がします。

司会者

それは、主張の内容が歯切れがよくないというか、検察官のストーリーに対して弁護人の方の見方として、この事件はこういうことがあったんですという明確なところが示されなかったということですか。

5番

示されなかったと思います。それをつかめなかったのかもしれませんが、こういう感じでいくよという強い感じは、第1日目だからかなと思っても、最後までありませんでしたよね。

司会者

3番、4番の方も、冒頭陳述がどうだったかということについて何かございますか。

3番

弁護人と検察官の方がどうだったかという記憶がほとんどないんですけれども、どんな人かは覚えています。その話し方がどうだったかというと、癖があるぐらいな感じ、それぐらいしかなくて、ただその冒頭陳述、最初の一番初めに入る前に自分たちは朝、数十名選ばれて、その中から8人選ばれましたって言われて、選ばれて別室に連れていかれて、そこからお昼過ぎかな、1時間後ぐらいにもうとりあえず法廷の方に出ますよって言われちゃったので、考える時間というのがほぼないぐらいなんですよね。弁護側の方からとか多分資料とかはあったと思うし、あと事件の概要とかも結構何枚かに分かれてあったので、内容は多少頭に入っていたんですが、あとは裁判長の方から、この事件に関しては、被害者の方が多いし、なかなか難しいので、私の記憶では、冒頭陳述は軽くちょっと聞くぐらいにしておいてもらって構わないからみたいなような感じではありました。

司会者

3番の方の事件というのは、結構事件の数が多かったんですよね。争点も複数あったということで、審理の初日の段階でその争点というのは分かっていたのか、それとも審理を進めていく中で、徐々に分かっていたのか、そのあたりはいかがですか。

3番

最初の時点で争点がどこにあるかという感覚はなかったです。この事件ではこういうことをしましたというのを順番に理解していくぐらいで、例えばどこかの意見が食い違っているかどうか、争点がどこにあるかというところの判断はそのときにはできていなかったような気がします、今となっては、記憶がかなり曖昧で分からないです。

司会者

争点があって、その争点に関連して証人尋問とか行いますよね。そういったときに、この事件はここが争点だから、証言を聞くときにこの点に重点を置いて、ここに集中して聞くんだと、そのようなことで証人尋問に臨まれたとか、そういった記

憶はございますか。

3番

それはありました。

司会者

それは、検察官とか弁護人が法廷でそういったところに集中してくださいというような話があってそうなったのか、それとも何か裁判所のほうの説明があってそういう形で臨めたのか、その辺はいかがですか。

3番

逐一裁判長のほうから、これから行われることはこういう話だよという話をしていただいたので、そのときに結構周りの方からそれってどういうことなのみたいな先ほど言われたような質問をちょっと世間話程度にさせてもらっていたので、こちら辺を聞いたらいいいのかなという判断はできたかなとは思っています。

司会者

検察官、弁護人に対していろいろと厳しい御指摘も出たと思うんですけども、冒頭陳述という今の話に関連して、検察官、弁護人の方から何か御質問等あればどうぞ。

小池検察官

検察官の立場からすると、まず今回の事件、どういう事件ですということを最初に述べるというつもりで、恐らくは大体A3の紙を1枚お配りして、御説明させていただいているケースが多いのではないかなとは思いますが、話し方は訓練するとして、情報量として例えばもうちょっと少ないほうがよかったのか、あるいは情報量としてはいいんだけど、もうちょっとその見せ方というか、そういうスポットの当て方の問題なのか、その辺はどうでしょうか。

司会者

情報量が多かったというふうにお感じになった方はどのくらいいらっしゃいますか。もし出された紙自体は1枚紙であっても、その紙に基づいて、余白部分という

か、そこに書いてあるメモの内容以上のことをたくさんお話しされる検察官もいるのかなということもあると思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

6番

それは確かにあるんだろうと思います。もちろんその紙だと恐らくポイントだけしか書いていないと思うんですけども、その説明で、弁護側の方もそうですけれども、説明する段階では、結構記載されている以上のボリュームみたいなのが説明されて、そうするとだんだんポイントが分からなくなっちゃうというような傾向があったような記憶があります。

司会者

そういう紙に記載された以上のことを言われたときに、裁判員の方としては、聞き落とすまいとして、そういったことをメモにとられたりするんですか。

5番

私たちがそう感じる時は、長いとか分からなくなってきたと思うタイミングで裁判長が、そこは今言うことじゃないとか割といいタイミングで私たちの気持ちをそうならないようにしてくださっていたので、情報量とか、そういうのはちゃんと指示が入りましたので、そんなに感じませんでしたけど。

司会者

裁判所のほうがセーブしたと。ほかにいかがですか。

池田弁護士

一番最初のお話で、6番の方が真実の一つなのに立場が違うというふうなことで頭が混乱したというお話をされていましたが、それは冒頭陳述のお話ですか。それとも、論告・弁論のときのお話でしょうか。

6番

全体的な流れの中で、この後も出てくる証人尋問とか、そういうような全体の流れの中で話を聞いていくと、だんだん頭の中が混乱するといいますか、最初に示されたポイント自体は整理されていたので、分かりやすかったと思います。

池田弁護士

ほかの方から、弁護人の冒頭陳述について、何か御記憶に残っている印象はございますか。

7番

私たちの弁護人は、皆さんがよかったと言っていました。

池田弁護士

それは、どの辺がよかったんでしょうか。

7番

被告人の気持ちを訴えるのにすごく中に入るといえるか、聞いていて心の中に入ってくるような訴え方をしていたように思います。家族の状況だとか、その人の成長されたこととか、いろんなことを交えながらすごくいろんなことをお話しされました。それを聞いていて、私たちは弁護人ってすごいところを追求しているというのが分かりました。ただ、事件は真っすぐ見てくださいというのが裁判長さんからあったので、弁護人は私たちのときはすごくよかったです。

池田弁護士

ほかの方はいかがでしょうか。

2番

記憶が余り定かじゃないんですけど、私たちのときには弁護人が2人いらっしゃる中の特に主になる方の声が小さくて、何をおっしゃっているのかが分からないといえるか、それでなくても分からないのに理解しづらかったかと。反対に検察官は、ポイントをまたさらに広げる方なので、多分長くなってしまったんだと思うんですけども。

司会者

冒頭陳述はこれぐらいにしまして、裁判員裁判において、分かりやすい審理ということ、これは裁判所も、当事者である検察官、弁護人も目指しているところで、それに非常に心を砕いてきていると思うんですけども、実際に審理を行ってみて、

それが果たしてできているか。審理で証拠に接するわけですね。1つは、証拠書類ということで、いろんな捜査書類を朗読したりするということがあります。それから、証人尋問、それから被告人質問と、こういったことを全部聞いて、そして最後評議に入っていくわけですがけれども、その審理で聞いたことがずっと頭の中に入って、そして争点と結びついてうまく評議ができたのか、それともその審理で聞いた内容というものがなかなかしゃくできなくて、もう一度おさらいをしたり、あるいは裁判長の説明を聞いたりとか、仲間内でいろいろ話し合っただけで、確認したりしないと評議に入れなかったのか、そのあたりのところはいかがだったでしょうか。どなたからでも結構ですがけれども、例えば証拠調べでこういうところが分かりにくかったとか頭に入りにくかったというようなことがあったら御指摘いただければと思います。

1番

とにかく検察官の方の御説明がすごく長くて、裁判長からそこは飛ばしてくださいとかというのが随時入っていたのはすごく印象的に覚えています。

司会者

証拠書類に接してみて、長過ぎるとか、こんなことまで必要ないんじゃないかとか、あるいはその朗読の仕方でもいいですけども、そういった証拠書類の取り調べで何か問題を感じられたというようなことはありませんか。

1番

繰り返し弁護人の方も検察官の方も同じ内容のことをお話しするじゃないですか。なので、そこはやっぱりかいつまんでもいいのかなというところ、また同じ話だなという印象があったので、見方が違うからお話ししなければいけないのか、それとも同じ内容のところは臨機応変に、ここは先ほど出た話なので飛ばしますとかというのを裁判長に言われなくてもしていただければ、こちらも分かりやすいですし、時間もかけないで済むのかなというのはすごく思ったように記憶しています。

司会者

今お話しされたのは、証拠書類の読み上げで、検察官と弁護人の方で何か重複するような部分があったと、こういうお話でしょうか。それとも証人尋問のお話でしょうか。別に証拠書類に限らず、証人尋問などでもそういう重複みたいなところがあったということであればお話しただいて結構ですが。

1番

すみません。どういう場面かというのは、記憶がちょっと曖昧かもしれません。ただ、何かそういう印象がすごくあったなというのだけは覚えているんですけども。

司会者

要するに当事者の法廷での活動を見ていると、同じことを重ねて言っていると。無駄なところがあったと。こういう印象ですかね。証拠書類の取り調べについて、時間が長すぎるとか、あるいは分かりにくいとか、そのような御感想を持たれたようなことはありませんか。逆に結構分かりやすかったとか、何でも結構でございます。

2番

同じ事件ですけど、長かったとかいうよりは、ちゃんと何番を見てくださいとかディスプレイを見てくださいとか証拠、写真とか、それを見ながらで、私はそれに関してはそんなに長いと思わないし、分からなくもなかった。ただ、それを見てしまうと、自分の情がそうなのかみたいに流れてしまう自分がいて、何かそれでいいのかなみたいに、さっきそう思っていたけど、やっぱりこの方はこうなのかなみたいに、そういう自分の気持ちがぶれてしまうのを覚えていますけど、それ自体が長かったかどうかって言われると、私は長くは感じなくて、その部分部分で何番を見てください、この写真をごらんくださいで進めていって、私は分かりやすかったと思っています。

司会者

供述調書の読み上げというのもあったと思います。その読み上げを聞くのと、実

際に証人として出てきて証言するのを聞くのとを比べた場合、どちらが分かりやすいというようなことで何か御意見はございますか。

6番

6番の者ですけども、その話を聞いて思い出したんですが、とある証人の方が供述調書で述べられたことと、それから実際に法廷で証言された内容が食い違ったというか、それがありまして、そこでちょっと問題になったというか、私も混乱しましたし、実際その証人尋問の段階で検察官の方が大分戸惑ったといたしますか、行き詰まったようなことがあったので、そういうケースも出てきちゃうので、余計難しくなっちゃったというのがあるんですけども、そういうような事例があったので、この際ですから、述べさせてもらいました。

司会者

そういった法廷で証言されたことと以前に取り調べで供述したことが食い違うということがあった場合に、以前に供述したことを法廷に出してくるというようなことがございますよね。そういったときは、裁判員のお立場からすると、何か混乱するということはないのでしょうか。

6番

大変ありました。ただ、裁判長があくまでも法廷で述べられたことだけを尊重してというか、それが全てなんだという話をされましたので、ちょっと表現が正しかったかどうか記憶にないですけども、法廷だけですよという話はされたので、我々もそういう形で従ってその後の話を進めたと思いましたがけれども。

司会者

5番の方、どうぞ。

5番

供述調書と証人尋問とが全然全く違ったので、よくあることということですが、私たちは初めてなので、えっと思ったんですが、そのときに私がすごくすばらしいなと思ったのは、検察官が質問の形を変えて、すごくうまいなって感じました。

司会者

臨機応変な尋問の仕方がよかったと、こういうことですよ。1番さん、2番さんの事件ですと、目撃者の方の供述調書もあったのかなと思うんですけど、振り返られて、その目撃者の方について証言を聞いたかったというような部分はありましたでしょうか。

2番

たしかお子さんだったので、それは文面でそれを読み上げて、それでよかったのではないかなとは思いました。

司会者

証人尋問でも証拠書類の取り調べでも何でも結構ですけれども、もうちょっとこういうふうなことを改善したらいいんじゃないかというようなことはございませんか。何かそういうことをお感じになられた方がいたら御発言いただければと思います。

1番

被告人が腰ひもにつながれての現場検証ですか、写真、あれは私たちは見るべきですか。

司会者

それをごらんになってどういうふうにお感じになられたんですか。

1番

かえって生々しいというんですか、別に被告人じゃなくてもいいんじゃないかなというのはちょっと思ったんですよ。別の検察官なり弁護士なりの方が、どうせ写真だったら、腰ひもにつながれてやっているのがとてもショッキングといいますか、それは私たちは見なくてもいいんじゃないかなというのはちょっと思いました。

司会者

そういう御意見が出たので、検察官からはいかがですか。

小池検察官

今の1番さんの疑問に関しては、いろいろな観点があつて、検察官としては、確かに警察官なり検察官が被告人の指示を受けてこういう状態でしたというのを再現すればそれでいいといえればいいんですけれども、本当に被告人の指示をちゃんとその警察官や検察官がそのとおりにやったんですかという争いになったときに、警察官や検察官が勝手に都合のいいように再現しちやっただけですかということもあるので、被告人本人にやってもらっているという意味があるんです。確かにそれを全部の事件で、恐らく被告人質問のときに被告人に見せて、こういうふうに再現したんじゃないですかみたいなことを聞かれたんじゃないかと思うんですけれども、それをやる必要があるかという、事案によるのかなと思います。

司会者

よろしいでしょうか。証人尋問などを聞いていて、何で今この証人にこのことを聞いているんだろうかと、その意味合いがよく分からないまま証人尋問を聞いたと、そういうような御経験はありませんか。

6番

確かにそれはありました。質問の意図がよく分からないというところ、弁護人の方に大変申し訳ないんですけど、僕たちのやった事件では、弁護人の方が質問された質問の意図がよく分からないケースが結構ありました。

司会者

同じ事件で、5番さんはいかがですか。

5番

全くそのとおりです。何の角度からどういうふうにしてあげたくてというか、どういうふうに進めたくてこの質問をされているのかって本当に分からない。どうして聞くのかなということもありましたし、つじつまが合わない答えをされて困っていらっしやったりしていたので、ここで聞かないほうがいいんじゃないかなということもありましたし、何がってちょっと言えないんですけど、それに比べて検察側の質問は、だからこうでしょうって、分かっているんだよ、もう認めようねみたい

なふうに通くような聞き方をされていたような気がするので、素人なので、そういう見方しかできませんよね。それがどういうふうに影響するかという問題より、分かりにくいなどというのはすごくありました。

司会者

お伺いしていると、弁護人の質問によって引き出される答えというものに矛盾があったり、あるいはむしろ逆に不利益なことを引き出したりというようなことがあったということですか。

5番

そこでリアルに覚えているのはお金にまつわることだったんですが、内容は言えないんですが、むしろ、聞かないほうがよかったのではないかってすごく思った答えがあったので、難しいですね。そう思いました。

司会者

この点について、検察官、弁護人からお尋ねになりたいことがあったらどうぞ。

小池検察官

それでは、検察官の立場から何うと、検察官の質問は、普通は弁護人より先に聞きますので、大体時系列に沿って聞いていくので、弁護人よりは確かに頭に入りやすいのかなということもあると思うんですけども、ただこの場面を聞いているというのが分かりにくいこともひょっとしたらあるのではないかなと思うんですけども、何か尋問をするときに手元にこういう資料があったらもうちょっといいんじゃないかなとか、あるいはこういうことを尋問のときに言ってくれたら分かりやすいのになというものがもし感じとしてあれば、教えていただければ助かります。

7番

いろいろなことを聞き取る中で、私たちは一生懸命全部聞こうとするから、それではなくて、検察側がここがポイント、ここが大切というところがあったら、ほんのちょっとでも、何でもいいんですけど、ちょっとお言葉を強くするか、私たちに何か分かるような方法があると、より一層分かりやすいと思います。

司会者

よく尋問の仕方、争いのないところは、ここは争いがないので誘導いたしますがということで検察官が聞かれることがあって、争いのあるところになると証人の言葉で語らせようとする。そういうのを見ていると、ここがポイントなんだなというように分かるということがあると思うんですが、そのようなことはなかったんですか。

7番

なかったです。

司会者

冒頭陳述には事件の経過なんか書いてありますけれども、そういったものを証人尋問のときに見ながら尋問を聞いたというような御経験はありますか。

3番

3番なんですけど、こっちの事件では先ほど言ったように4件あったので、カレンダーとかを用いてもらって、このときに最初の資料で恐らく何とか事件、何とか事件というふうに全部区画で分けて出してくれていたような気がするんです。そのカレンダーを使って、この日にはこういう事件が起こりました、その日の夜にこの事件が起きたとかいうのを使ってやってくれていたんで、恐らくはどのタイミングでこういう事件が起こったというのは把握はできていたとは思いますが。

司会者

複数の事件が割と短期間に起こったということで、どの事件かということで混乱が生じてくることもありますね。そういったところは、そういった資料も横目で見ながら尋問を聞かれたと、こういうことでしょうかね。

3番

そうです。

司会者

弁護士の方から何か。弁護人の質問の方法についていろいろ御指摘があったので、

どうぞ。

池田弁護士

まず、尋問なんですけど、検察官でも弁護人でもいいですが、声が聞きにくいとか、そういうものはいろいろあるんですけど、内容が意味不明とか、それはちょっとさておいて、テンポが速かったか遅かったかちょうどよかったか、それをちょっとお一人ずつ教えてもらっていいですか。覚えている範囲で結構です。

1番

済みません。印象にないです。

2番

声が小さい関係だけで、テンポはさほど早くもなく遅くもなかったと思います。

3番

多少声が小さいというのはあったんですけども、テンポとしては特に問題なく聞き取れたと思います。

4番

ちょうどよかったです。強弱も、あとすごくパフォーマーな弁護人で、情に訴えかけるしゃべり方をするし、何かすごくほかのところとは違って多分そこそこいい弁護人だったと思います。

5番

テンポはちょうどよかったと思います。

6番

テンポ自体は、特に問題がなかったというふうに思います。

7番

大丈夫でした。

池田弁護士

では、証拠調べ、証人尋問でも、調書の朗読でも、写真とか全部含めてなんですけど、先ほどから裁判官の方がお聞きしたかったのは、結局、証拠調べの現状に何

か問題が埋まっいて、改善しなければならぬのかという問題意識が我々の側にあって、それを引き出したいんですけれども、なかなか皆さんから具体的なお答えがいただけないということで、分かりやすくお聞きしたいんですけど、冒頭陳述から論告・弁論の間に証拠調べがありますよね。どこが一番退屈だったかというのをもし覚えておられたら、ここら辺が集中するのがしんどかったですというポイントがあれば教えてください。忘れていたら、それで結構です。1番の方からお願いします。

1番

特に思い出せないです。

2番

体位というか、どうでしたかという身ぶりばかりを問われていたので、それが何回もこうでした、ああでしたというのを見ていたような気がして、そこは繰り返し同じものを見ているような気がしました。

池田弁護士

それは尋問ですか。

2番

尋問って、どういう・・・

池田弁護士

証言台の前に誰かが立っていて、その人に検察官や弁護人が聞いているときですか。

2番

そうです。そのときです。

池田弁護士

同じような質問が何回も繰り返されたと。

2番

そうです。そこがちょっとその論点でもあったんだと思うんですけど。

池田弁護士

3番、4番の方、思い出していただいていないようなので、5番の方は。

5番

たまたま私たちが携わった事件が1人の人の何時間か以内に全て起きている事件で、背景とかにはいろいろ過去とかあったんですが、事件自体は何十時間の中ですべて起承転結が起こっている事件だったために、集中はしやすかったですし、証拠もこれだという写真なので、何かいろんな体位を撮ったとかいうのはなかったもので、すごく簡潔で分かりやすかったです。

6番

5番の方がおっしゃったとおりで、特に集中力が欠けるようなところはなかったと思います。

7番

一生懸命自分の中で真実を探していましたので、とりあえず集中したいという気持ちで臨みました。一番最後の最終弁論、そののところもしっかり聞き取らないといけないなというので、しっかり聞いていましたので、大丈夫でした。

池田弁護士

戻って、3番の方、いかがでしょうか。

3番

ちょっと記憶が定かではないんですが、初日の午後か次の日の午前中あたりにかなり弁護側のお話が長かったような記憶をかなりしているのので、証人尋問の中でどこかすごく長い時間があったのではないかなというぐらいにしか記憶をしていません。

池田弁護士

弁護側の尋問ですね。

3番

そうです。

池田弁護士

それは、先ほどお話があったように、尋問の内容が同じことを聞いているとか、そういうことでしょうか。

3番

という感じだったとは思いますが、かなり長かった印象しかありません。

司会者

そういった証拠調べを終えて評議に入っていくわけですがけれども、大体審理の内容を理解できて、ずっと評議に入っていましたか。もう一回復習しないとなかなか評議に入っていけないとか、あるいはもうちょっと説明を受けないと評議に入っていけないとか、そのような感じを持たれた方はいらっしゃいますか。

3番

毎回言うように、4つもあると、さすがに名前を何とか事件でこの日に行われたって言われていても、結局これをやられたのは誰なんだろうというのがちょっとはつきりしないかなというので、かなり混乱はあったと思います。1件示談が成立したとか、この方は暴行を受けられたとか、いろいろあったんですけども、その中で判断するのがちょっと大変だったかなという印象はありますね。

司会者

最後に、検察官と弁護人から論告と弁論ということで、それまで調べた証拠に基づいて事件の見方についての説明があったと思うんですけども、それを聞いて後の評議で参考になりましたか。どうぞ、7番の方。

7番

検察側の求刑と弁護人のほうの求刑が食い違ってしまっていて、それは当然かもしれませんが、そこどころがしっかりと残っています。どちら側の何年、どちら側の何年、弁護人は執行猶予を望みますということが最後に入りました。それは後でよく評議しました。

司会者

事実に争いのあった方、結構いらっしゃいますよね。そういった争点、ある事実があったのかなかったのかと、そういったことで検察官の見方、弁護人の方の見方というのは参考になりましたか。

6番

参考になったというよりは、その起訴事実があったかどうかでももちろん双方の主張が違っていましたので、参考というか、それぞれの主張は聞きましたけれども、実際にその後の審理についてはそれは余り重要視しなかったですよ、あくまでもそういう話でしたねというところで。

5番

それを聞いて何か変わるということにはなかったです。評議を重ね、いろんなものを見聞きすると、そんなにそれは関係がないのかなというのがすごくびっくりしました。

司会者

ありがとうございました。次に評議のあり方について、御感想、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。評議のやり方とか方法等についての御提言でも結構です。

2番

評議に入って、私たちが扱った事例と似たような事例を幾つか見せられたんです。私は、結局それを見て、似ているから、これなのかなというふうに自分が決める材料になったということがありました。最後に事例を見せられて大体こんなものかということになってしまったのが一番がっかりした点でした。事例を与えられないほうが、よかったですと思います。

6番

私達の方の裁判の場合は、僕の感想ですけれども、審理については裁判長の方を中心に我々も相当丁寧に議論をしたと思いましたが。ただ、実際に最後判決で量刑を決める段階が、それまでの非常に丁寧に審理に比べると、言葉はちょっと悪いけ

ど、粗っぽい決め方というような感想を私は持っていたんです。その最後の決め方は、いろいろな意見を出させてもらってもいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

司会者

量刑検索システムによる量刑の資料をいつどの段階で示すかということについては、いろいろあると思います。量刑資料は、今やっている事件とは異なる事件の量刑の傾向であって、それには必ずしも縛られることはない。ただ、現実と同じような事件が世の中に起きていて、その量刑の傾向がこうなっているということで、その情報を開示しているということであると思います。その情報を早い段階で皆さんに一応示すと、それをもとにまた自分で考えてみると、そういったやり方もあると思います。最後に示すということとその量刑傾向が、それまで形成してきた意見と違ったということで、そのような感想を持たれたのかなと思います。量刑資料を示す時期についてはどうですか。あるいはそんなもの示さなくていいというお考えもあるのかもしれませんが。

5番

審理に入って1日目とか2日目で何年ぐらいだと思いますかねとかちょっと聞いていただくとかしていただくとうよかったと思います。

司会者

審理をした上で、証拠に基づいて評議という段階に入って、そこで議論がスタートするということだとすると、最後の最後ではなくて、評議に入った割と早い時期でそういった量刑に関する資料というものが示されたほうがいいというようなことはどうでしょうか。

4番

初日だよ。

司会者

初日というのは、審理初日のことですか。

4番

そうです。その段階でいいんじゃないですか。

司会者

その人が罪を犯したかどうかはまだ確定されていない段階で量刑のイメージを持ちたいということなんでしょうか。

4番

そうです。

1番

似たような事件はこんな感じでしたって初日に言ってもらえれば、それに比べてどうかなって自分なりに考えられるということです。最後の最後に持ってきて、それに促されちゃうよりは、最初に物差しをもらったほうが・・・

4番

似たような事件って結局違うんだから、何年かなんて、いつ提示されようと。だったら最初に提示しても一緒じゃないかなと思うんですけど。

司会者

最後に、裁判員裁判に参加されるに当たって、何か御負担とかいろいろ感じられたようなこととか、あるいは何か全般的なところで裁判所に対して、この裁判員裁判に対して、こういったことをもっと改善すべきじゃないかというようなお話があったら、それをお話いただければありがたいと思います。

1番

私は、まだ子供が2人小さいものですから、とにかく子供の預け先というのが非常に困りました。特に夏休みに入ってだったので、私のようなお母さんたちが今後裁判員に選ばれたときは、それが一番負担になると思います。おうちのことやらなくてはずし、まず子供のことがあったので、自由がきかないというか、もし選ばれるのであれば、それなりに育児施設の御案内もあったのはあったんですが、事前にそこに行かないと預かってもらえないということだったので、それはとても不

便でした。それを何とか改善していただかない限りは、私ぐらいのお母さんたちが
裁判員裁判に参加するのは非常に難しいと思いました。とてもそれが負担でした。

2番

これが私が一番疑問に思っているところなんですけど、何となくその日に選ばれて、その日の午後から始まったっておっしゃっていたんですけど、その日に選ばれて、なぜその次の日からなのか。結局私どもは選ばれたので、そのまま5日間、私もパートですけど、お休みをいただいて、シフトを変えていただいて裁判に入れたんですけど、5日間休みをとっても、初日で、はい、外れました、どうぞお帰りくださいだったら、正社員の方だったらそんなに負担ないのかもしれないんですけど、私どもみたいなパートだと、お給料も出ない、ここに来なかったのにただ暇になっちゃったみたいな、その負担というか、すごいと思うんです。なので、その日決まりました、では1週間後に始めますからみたいに、ちょっと期間があったらいいのではないかと思うんです。あと最初に選ばれたときなんですけど、その部屋で何かくじを引いて、当たったとか当たらないとか、そういうイメージを持っていたんです。本当に無作為に選んだのかなって、選ばれた自分が一番感じてしまったんです。なので、もうちょっと何かいい形で、目の前で選んだふうにするとか、何かちょっとそういう形をとっていただきたいなって思ったんですけど。

司会者

辞退が認められる方などもいらっしゃるのので、目の前でくじ引きですと、どの方が除外されているかが特定されてしまうということになります。そのようなことなどから別室でパソコンで無作為抽せんをするという方法をとっておりますので、御理解いただきたいと思います。

3番

今のもそうなんですけれども、選ばれ方ということで、自分が最初に選ばれて資料を見たときに、自分は男だからいいんですけども、女の人が担当して、こういう事件が目前で起こりましたよといったときにどう思うのかなんていうのがちょっ

と不安があるとは思うので、自分はそんなに気にはしなかったんですけど、知っている範囲内でそういうことが起こったという気持ち悪いなという気持ちはあったので、その選び方に対してランダムにしてというのはどうなのかなというところはちょっと感じました。

4番

当日いきなり拘束されるのは、みんな慌ただしく会社に電話をし始めて、皆さん公務員だからいいかもしれないですけど、一般ピープルからすると、かなりハードですよ。せめて次の日まで休みを挟むとかしてくれないとだめですよ。普通に考えてハードでしょう。

司会者

4番の方は、選任手続があつて、その後引き続き審理に入ったと、そういうことですね。

4番

そうです。これは大変なスケジュールでした。あとは選び方ですよ。何か男女も半々、あれ、半々っぽいみたいな感じだし、年齢層もばらばらっぽいみたいな感じだし、作為的過ぎますよね。いいんですけど。以上です。

5番

私は選ばれたいなって最初思っていて、選ばれるのに憂鬱でも何でもなかったほうなんですけど、そういえば男女半々だし、おばさんがいて、若い子もいて、結構バランスよかったかなと。本当に作為はないわけですね。

司会者

補足いたしますけど、無作為の抽出です。

5番

私たちは金曜日に選任されて、土日をいただいて心の準備があつて月曜日だったので、すごく幸せだなと思いました。仕事は何にしても1週間休みますよって言わなきゃいけないので、もし選ばれなかったら私は旅行でも行っていました。私

は、嫌なことはそんなになかったです。ありがとうございました。

6番

我々の場合は、月曜日から金曜日の5日間の拘束だったんですけれども、普通の一般的な特に男性のサラリーマンの場合ですと、多分5日間というのが限度だと思います。暴力団関係の裁判員裁判があつて、あれは3か月ぐらい裁判が続いたと。ついこの前結審したというような話を報道で聞いたので、そういうふうにな長くなると、普通の男性、女性も当然そうですけど、仕事を持っていらっしゃる方は、まず参加するのは無理だなというふうには思いました。あと最後、全般的なことで申し訳ないんですけども、アメリカの陪審員との比較でよく言われるんですけど、私自身としてはあちらのほうのシステムがいいなと思つて、要するに有罪か無罪かを決めて、量刑は専門家が判断すると。そういうシステムのほうがいいと思います。

7番

私たちの場合は、午前中からすぐに法廷に入りました。ずっと緊張のしつ放しで、最後までそうして、それで終わりました。生活面とか勤めとか、そういうところは、皆さんの気持ちも十分に分かりますけども、自分にはなかったもので、気持ち的にはそれはありませんでした。ただ、被告人の顔を直接見て判決を下すということに、今でも被告人の顔はしっかりと入っちゃっています。これは、忘れようとしても忘れられないと思います。でも、いろんな面から見て、裁判長が教えてくださったことはいっぱいありますので、真実を公正に判断するという難しさと大切さ、奥深さ、これは学ばせていただきました。ですから、被告人の顔は覚えていますけども、それはプラスになっていくかなという感じで受けとめました。ありがとうございました。

司会者

こちらこそありがとうございました。まだまだお話ししたいことがあるのではないかと思います、このあたりで閉会とさせていただきたいと思います。本日はいろいろ貴重なお話を伺いまして、その意見を受け止めて、これからの裁判員制度の

運用の改善に活かしてまいりたいと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。